

平成28年度 事業概要

(助 成 事 業)

(功 勞 者 表 彰 事 業)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

も く じ

I	公益財団法人愛知県農業振興基金の概要	1
	1. 設立趣意書	
	2. 目的	
	3. 事業	
	4. 役員	
	5. 基本財産	
	6. 設立者	
	7. 沿革	
	8. 事務所	
II	公益財団法人愛知県農業振興基金 定款	7
III	平成28年度事業計画	27
IV	助成事業	
	1. 助成事業業務規程	35
	（別表）助成事業の経費・助成率	41
	助成金の種類及び助成対象経費の変更内容	43
	2. 助成事業の事務手続	44
	3. 様式集	46
	4. 運営委員会開催要領	57
V	農業振興功労者表彰事業	
	1. 農業振興功労者表彰事業業務規程	62
	2. 表彰事業の事務手続	66
	3. 様式集	67
	4. 愛知農業賞審査委員会開催要領	71
VI	農地集積推進事業	別冊

I 公益財団法人愛知県農業振興基金の概要

1. 基金の設立趣旨

農業は国民の食料を供給するとともに、良好な生活環境を維持する等多様な機能を果たして来たが、近年、我が国農業を取り巻く環境は、国際化の進展、消費者ニーズの多様化などに伴い、生産コストの低減や品質向上への要望の高まりに加え、農業就業者の減少と高齢化、後継者不足が深刻化する等、効率的な農業生産を展開する上で大きな問題を抱え、さらに、農村地域社会の機能維持の面でも困難な状況に立たされている。

一方、本県農業は、これまで恵まれた地理的、社会的条件のもと、たゆみ無い努力によって高度な農業生産を展開し、特に、施設園芸や畜産の部門では、全国にも誇り得るものとなっている。

しかしながら、全国的な交通網の整備や新興産地の台頭によって、産地間競争は激しさを加えるとともに、本県においても都市化、高齢化の進行、後継者の不足が顕在化しており、農業生産の停滞や農村社会の機能の維持が懸念されるようになってきた。

こうした状況に対処して、愛知県農業の振興と農村の活性化を図るためには、これまでに推進してきた体質の強化、生産性の向上などの諸対策を積極的に展開することに加えて、農業者の創意工夫を活かした取り組みによって、農業生産の低コスト・高付加価値化、住みよい農村社会の形成、農業の持つ多面的な機能の発揮などを目指して、優良種苗の供給、高度な営農技術の開発・普及、農産物のブランド確立、優秀な後継者の育成・確保など、各種の対策を推進することが必要である。

このため、愛知県及び農業団体は、これらの農業振興対策を機動的かつ計画的、継続的に実施するため「財団法人愛知県農業振興基金」を設立し、愛知県農業の永続的な発展・振興に併せて、魅力ある地域社会の形成に寄与しようとするものである。

平成3年10月

財団法人 愛知県農業振興基金 設立趣意書

2. 目 的

愛知県農業の永続的な発展と魅力ある地域社会の形成をめざし、農業者の創意工夫を活かした取り組み等を積極的に支援、促進することにより、愛知県の農業・農村の振興に寄与する。

具体的には、今後の農業振興の方策を明らかにするための調査研究活動や、愛知県農業の実態や生産者の思いを伝えることによる県民・消費者の農業理解を促進する取り組み、また、園芸優良種苗の供給事業や農業生産の低コスト・高付加価値化のための営農技術の開発・普及、農産物のブランド化、新規産品開発の取り組み、優秀な農業後継者の育成・確保のための活動など、農業者やその関係者の様々な活動を積極的に支援していく。

また、高齢化などによりリタイヤする農家の農地を地域の農業生産の担い手に集約することにより、農業経営の規模拡大と農用地の有効活用を促進し、農業の生産性向上をめざす。

3. 事 業

- (1) 助成事業
- (2) 農業振興功労者表彰事業（特別会計事業）
- (3) 農地集積推進事業（特別会計事業）
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

4. 役 員

評議員 6人

理 事 6人

監 事 2人

5. 基本財産

6, 0 2 7, 4 1 6千円 （平成27年4月1日現在）

6. 設 立 者

- ・愛知県

- ・愛知県農業協同組合中央会
- ・愛知県信用農業協同組合連合会
- ・愛知県経済農業協同組合連合会
- ・愛知県厚生農業協同組合連合会
- ・愛知県共済農業協同組合連合会（現 全国共済農業協同組合連合会愛知県本部）

7. 沿 革

(1) 設立年月日

平成3年10月16日（愛知県知事許可）

平成3年10月29日（名古屋法務局登記）

(2) 愛知県青年農業者等育成センターの指定

平成7年6月30日（愛知県知事指定）

(3) 農業振興功労者表彰事業の開始（財団法人山崎延吉先生頌徳会・財団法人岩槻技師業績顕彰会の業務を承継）

平成18年4月1日

(4) 公益財団法人愛知県農業振興基金の認可

平成24年4月1日

(5) 愛知県農地中間管理機構の指定

平成26年3月18日（愛知県知事指定）

8. 事 務 所

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいちビル西館3階

T E L 052-951-3626（助成・表彰事業）

E-mail:noshinki@chinoshinki.or.jp

T E L 052-951-3288（農地集積推進事業）

E-mail:nochi@aichinoshinki.or.jp

F A X 052-972-6231

ホームページ：<http://www.aichinoshinki.or.jp>

II 定 款

公益財団法人 愛知県農業振興基金 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人愛知県農業振興基金という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市の置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、農業者の創意工夫を活かした取組によって農業振興対策事業を実施し、愛知県農業の振興と農村の活性化を図り、あわせて魅力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 愛知県農業・農村の振興のための取組、活動に対する助成、支援、表彰

ア 農業者の組織する団体等が実施する愛知県農業・農村の振興に資する取組、活動等に対する助成

イ 農業・農村の振興に功績のあったものに対する表彰

(2) 農用地の利用の効率化及び高度化を推進するための事業

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、主に愛知県内において行うものとする。

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の種類)

第 5 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分等)

第 6 条 この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めなければならない。

2 この法人の事業遂行上やむを得ない理由により基本財産の一部を処分若しくは担保に供し、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(資産の管理・運用)

第 7 条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て、理事長が定める。

(寄附財産の使用又は処分)

第 8 条 この法人が公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、寄附をした者がその用途を定めた場合を除き、第 4 条の公益目的事業に使用し、又は処分するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに愛知県知事に提出するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類につ

いては定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 理事長は、毎事業年度の経過後3か月以内に第1項に掲げる書類及び監査報告については、愛知県知事に提出しなければならない。

4 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、第1項第3号の書類を公告しなければならない。

5 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分をし、又は譲り受けようとする場合にあっても前項と同様の手続を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評 議 員

(定 数)

第15条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(選 任 等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理 事

イ 使 用 人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に変更が生じたときは、2週間以内に登記をし、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

（権 限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

（報 酬 等）

第19条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。ただし、その額は、毎年度総額20万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評 議 員 会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(3) 役員及び評議員の報酬の総額及び支給の基準

(4) 第10条第1項第3号、第4号及び第6号の書類の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 理事会において評議員会に付議した事項

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、一般社団・財団法人法第189条第4項ただし書に規定する事項を除き、第22条第4項の書面に記載した事項以外の事項については、決議することができない。

(開 催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内の日を評議員会の日と定めて評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長（一般社団・財団法人法第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日々の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第58条で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 5 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）第1条で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 6 前各項（第2項を除く。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議 長）

第23条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

（定 足 数）

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決 議）

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に

達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された者2名がこれに記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる措置）をしなければならない。

3 議事録は、評議員会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

(運 営)

第29条 法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第 4 章 役 員 及 び 理 事 会

第 1 節 役 員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 第2項の理事長及び副理事長を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

3 副理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐してこの法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長及び副理事長は、理事会において別の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、この法人に関し、次の職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) 第10条第1項各号に掲げる書類を監査すること。
 - (3) 理事会及び理事会が必要と認めた評議員会に出席し、必要に応じ意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、議決に加わることできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第36条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第38条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第38条の責任の免除

（種類及び開催）

第41条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と判断したとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が理事会を招集するとき。

（招 集）

第42条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の規定により、理事又は監事から理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告には適用しない。

(議 事 録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる措置）しなければならない。

2 議事録は、理事会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

(運 営)

第49条 法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条の規定の変更についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その変更につき、愛知県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(合 併 等)

第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(解 散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に

掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 公 告

(公 告)

第56条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第8章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の遵守)

第59条 この法人は、法令を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うものとする。

第9章 補 則

(委 任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年 法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を 行ったときは、第14条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の前項の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 伊藤壽治 上原正子 久野 伸 平田雅司 向井清史 吉田 豊
監事 大口眞悟 細井正信

4 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

平田雅司 伊藤壽治

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

稲垣隆司 大羽和子 倉内 巖 小池くるみ 小出茂樹 山本和孝

附 則

1 この定款の変更は、平成24年6月18日から施行する。

第10条第1項第7号（キャッシュフロー計算書削除）、同条第2項第7号削

除、第20条第2項第4号第7号削除

附 則

- 1 この定款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

第4条（事業）の変更

附 則

- 1 この定款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

第4条（事業）の変更（イ 新規就農希望者に対する就農相談・資金の貸付の
削除）

Ⅲ 事業計画

I 事業の目的

愛知県農業の永続的な発展と魅力ある地域社会の形成をめざし、農業者の創意工夫を活かした取り組み等を積極的に支援、促進することにより、愛知県の農業・農村の振興に寄与する。

具体的には、今後の農業振興の方策を明らかにするための調査研究活動や、愛知県農業の実態を伝える資料の作成・配布や農業体験活動を通じて県民・消費者の農業理解を促進する取り組み、また、農業後継者の育成活動の取り組み、安全かつ良質な農産物の安定供給への取り組み、園芸優良種苗の供給事業、環境と安全に配慮した農業推進さらに新規産品開発の取り組み等に要する経費に対し助成を行う。また、愛知県農業・農村の振興に尽力し、その功績が特に顕著で他の模範となるものを表彰するほか、農業者やその関係者の様々な活動を積極的に支援する。

また、高齢化などによりリタイヤする農家の農地を地域の農業生産の担い手に集約することにより、農業経営の規模拡大と農用地の有効活用を促進し、農業の生産性向上をめざす。

II 事業の内容

1. 助成事業

① 農業・農村調査研究事業

- ・農業を取り巻く環境の変化が、農業・農村に及ぼす影響を調査し、今後の農業振興の方策を明らかにする研究に要する経費への助成を行う。

対象者：産学官共同チーム（大学、農業団体、民間企業、NPO、県等）

② 担い手育成活動事業

- ・経営管理能力や新規参入者等の生産・販売技術等を養う事業に要する経費への助成を行う。

対象者：農業後継者のグループ、農業者等の組織する団体、公共団体

③ 新農業ビジネスモデル推進事業

- ・新規産品による産地振興等の農業の新しいビジネスモデルの開発、6次産業化の取組推進、農業法人等への研修等に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体

④ 安全・良質農産物安定供給事業

・安全かつ良質な農産物の安定供給に資する次の事業に要する経費への助成を行う。

ア 新品種、新技術の栽培展示及び調査

イ 農業器資材の適合性調査

ウ 生産振興支援活動でのモデル実証

エ 青果物の残留農薬分析、細菌及び食品成分等の検査、分析

オ 畜産物の抗生物質・抗菌剤、病原菌、食品成分等の検査、検査分析

カ 農家・消費者への情報の提供

キ マイナー作物への登録農薬のための調査分析

ク 環境と安全に配慮した農業推進のための協議会開催及び技術導入調査

対象者：農業者が組織する団体

⑤ 園芸優良種苗供給事業

・園芸優良種苗の生産供給、生産指導などに要する経費への助成を行う。

ア 優良種苗の生産供給（いちご、ふき、じねんじょ）

イ 優良種苗の生産指導

対象者：農業者が組織する団体

⑥ 農業理解促進事業

・愛知県の農業に対する県民等の理解を深めることを目的とした広報資料の作成および配布に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

・県民への農業に対する理解促進を図るための農作業体験活動等や「いいともあいち運動」と連動した取り組みに要する経費への助成を行う。

ア 農作業体験活動

イ 農業と食（花を含む）に関する出前授業等

ウ 企業等の社員食堂で使用する県産農産物等のPR

エ 消費者団体等と連携した県産農産物等のPR

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

⑦ 直売所の交流&感動拠点化プロジェクト推進事業

・直売所を核とした農業理解促進を強化するための取り組みに要する経費

への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

2. 農業功労者表彰事業

本県の農業・農村の振興に尽力し、その功績が顕著で、他の模範となるものを表彰することにより、後続くものが自信と誇りを持ちその振興に取り組むことを助長し、もって本県の農業・農村の発展に資することを目的として農業振興功労者表彰事業を実施する。

賞の名称：愛知農業賞（あいちアグリアワード）

3. 事業の推進

- (1) 助成事業については、県内の農業関係機関及び団体等に対し、事業の周知徹底を図るとともに、事業の審査等を行う運営委員会を開催し、助成基準の適切かつ有効な交付を進めるとともに、結果をホームページ等で公表し、事業の活用促進を図る。
- (2) 農業功労者表彰事業については、県内の農業関係機関及び団体等から広く推薦を募り、審査委員会により公正な選考を行い、表彰式等でその功績を広く紹介する。

IV 助成事業

1. 公益財団法人愛知県農業振興基金 助成事業業務規程

第 1 章 総 則

(通 則)

第 1 条 公益財団法人 愛知県農業振興基金（以下「基金」という。）の、愛知県農業振興のための助成等に関する事業は、定款及び業務方法書に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 理事長は、5 名以上 10 名以内で運営委員を委嘱し、運営委員会を構成する。
2 運営委員会は、農業者の組織する団体等が助成金の交付を受けて行う事業（以下「助成対象事業」という）の審査、及び基金が行う第 1 条の事業（以下「助成事業」という）の企画等を行うものとする。

第 2 章 助 成 事 業

(助成金の交付)

第 3 条 基金は、愛知県の農業の発展に資するため、業務方法書第 3 条の定める事業を行う経費に対し、予算の範囲内で、当該農業関係者に助成金を交付する。

(事業の経費等)

第 4 条 前条の規定する事業の経費及びその助成率または助成額は、別表に定めるとおりとする。

(助成対象事業の公募)

第 5 条 基金は、助成事業の実施にあたって、助成対象事業者を公募するものとする。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、理事長が定める日（以下「申請締切日」という）までに助成金交付申請書（助成事業様式第 1 号）に次の各号に掲げる

書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（助成事業様式第2号）
- (2) 収支予算書（助成事業様式第3号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

（助成金交付の決定）

第7条 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、運営委員会の審査を受けるほか、必要に応じ、現地調査をする等その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。この場合において理事長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。

（決定の通知）

第8条 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「助成対象事業者」という。）は、当該通知にかかる助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付の決定があった日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができる。この場合においては、当該助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（経費及び事業内容の変更承認等）

第10条 助成金の交付の決定の通知を受けた者が、当該通知にかかる助成対象事業について、変更をしようとするときは、計画変更承認申請書（助成事業様式第4号）を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める変更についてはこの限りではない。

- (1) 経費配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、か

つ、助成目的の達成に支障がないと認められる場合であって、助成金の増額変更がない場合。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。

(2) 助成目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更であって、助成金の増額変更がない場合。

(3) 助成目的を損なわない事業計画細部の変更であって、助成金の増額変更がない場合。

(4) 助成対象事業費の20%以内の変更

2 第7条の規定は、前項の承認の場合について準用する。

(交付決定前着手の届け出)

第11条 申請締切日までに提出した申請書の助成対象事業が、当該事業の交付決定を審査する運営委員会の開催日までの間に着手される場合には、交付決定前着手届(助成事業様式第9号)を交付申請書と同時に、又は理事長の指示を受けて速やかに提出しなければならない。

(期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第12条 助成対象事業者は、やむを得ない事情により、助成対象事業が予定期間内に完了しないとき、又はその遂行状況が困難となったときは、速かにその理由及び助成対象事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事情変化による決定の取り消し)

第13条 理事長は、助成金の交付の決定をした後において、事情の変化により必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他助成金交付の決定後生じた事情の変化により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

(実績報告)

第14条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、完了の日から起算して1か月を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い時期までに助成事業の成果を記載した実績報告書（助成事業様式第5号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（助成事業様式第6号）
- (2) 収支決算書（助成事業様式第7号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第15条 助成金は、助成対象事業の完了後に提出される実績報告書の内容が適正であることを確認したのちに交付する。ただし、理事長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することがある。

2 交付する助成金は、助成対象事業費に助成率をかけて得られる金額の千円未満を切り捨てた額とする。

(是正のための措置)

第16条 理事長は、助成対象事業の実績報告を受けた場合において当該事業の成果が助成金交付の条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるため必要な措置を命ずることがある。

(検査等)

第17条 理事長は、助成対象事業者に対し、当該事業の適正な実施を図るため、必要な検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(書類等の整備)

第18条 助成対象事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整備し5年間保管しなければならない。

(交付の決定取り消し)

第19条 理事長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 業務方法書及び助成金の交付決定に付した条件、又は理事長の処分に違反したとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の運用又は助成対象事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が助成対象事業費に比べて減少したとき。
- (5) 助成対象事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関し不正の行為があったとき。

(助成金の返還)

第20条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第21条 助成対象事業者は、第20条(第19条第4号の場合を除く)の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを定めた日(「納期日」という。)までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。
- 3 理事長は、第1項及び第2項の場合においてやむを得ない事情があると認められるときは、加算金または遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第22条 助成対象事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を理事長の承認を受けないで助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けてはならない。ただし、助成金等の目的を達した場合又は当該財産の耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

第 3 章 雑 則

(実施細則)

第23条 この助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の変更は、平成25年4月1日から施行する。(別表 助成事業の経費、助成率)

附 則

1 この規程の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の変更は、平成27年4月1日から施行する。(別表 助成事業の経費、助成率)

附 則

1 この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。(別表 助成金の種類、助成事業の経費)

助成事業業務規程 別表【助成事業の経費、助成率】

	助成金の種類	助成対象経費	助成率
(1)	農業・農村調査研究事業助成金	産学官共同チーム(大学、農業団体、民間企業、NPO、県等)が実施する農業を取り巻く環境の変化が、農業・農村に及ぼす影響を調査研究し、今後の農業振興の方策を明らかにする取組に要する経費 (1)会議の開催経費 (2)調査研究経費 (3)成果物の印刷等	10/10
(2)	担い手育成活動事業助成金	農業後継者のグループ、農業者等の組織する団体、公共団体が実施する経営管理能力や新規参入者等の生産・販売技術等を養うための次の事業に要する経費 (1)商・工業者等のグループとの交流会の開催 (2)新規参入者等の技術習得のための研修	1/2以内
(3)	新農業ビジネスモデル推進事業助成金	農業者等の組織する団体が行う新規産品による産地振興等の農業の新しいビジネスモデルの開発を推進する事業に要する経費 (1)新規産品による産地振興 (2)6次産業化の取組による産地の活性化 (3)農業法人等を対象とした研修の実施	1/2以内
(4)	安全・良質農産物安定供給事業助成金	農業者の組織する団体が行う安全かつ良質な農産物の安定供給に資する次の事業に要する経費 (1)新品種、新技術の栽培展示及び調査 (2)農業器資材の適合性調査 (3)生産振興支援活動でのモデル実証 (4)青果物の残留農薬、病原菌及び食品成分等の検査分析 (5)畜産物の抗生物質・抗菌剤、病原菌、食品成分等の検査分析 (6)農家、消費者への情報提供 (7)マイナー作物の登録農薬拡大のための調査分析 (8)環境と安全に配慮した農業推進のための協議会開催及び技術導入調査	1/2以内
(5)	園芸優良種苗供給事業助成金	農業者の組織する団体が園芸優良種苗の生産供給、生産指導を行うに要する次の経費 (1)園芸優良種苗の生産供給 (2)園芸優良種苗の生産指導	2/3以内
(6)	農業理解促進事業助成金	農業者等の組織する団体、公共団体が実施する愛知県の農業に対する県民等への理解を深めるための広報資料の作成・配布に要する経費	定額: 上限 300万円
		農業者等の組織する団体、公共団体が実施する「いいともあいち運動」と連動した県民等への農業理解促進のための次の事業等に要する経費 (1)農作業体験活動 (2)農業と食(花を含む)に関する出前授業等 (3)企業等の社員食堂で使用する県産農産物等のPR (4)消費者団体等と連携した県産農産物等のPR	1/2以内
(7)	直売所の交流&感動拠点化プロジェクト推進事業助成金	農業者等の組織する団体、公共団体が実施する「直売所」を核とした農業理解促進を強化するための次の取組に要する経費 (1)直売所に情報発信機能を付加する取組 (2)魅力を発信するためのコーディネート能力の高い人材育成	1/2以内

助成金の種類及び助成対象経費の変更内容

【変更前】

【変更後】

<下線部が変更箇所>

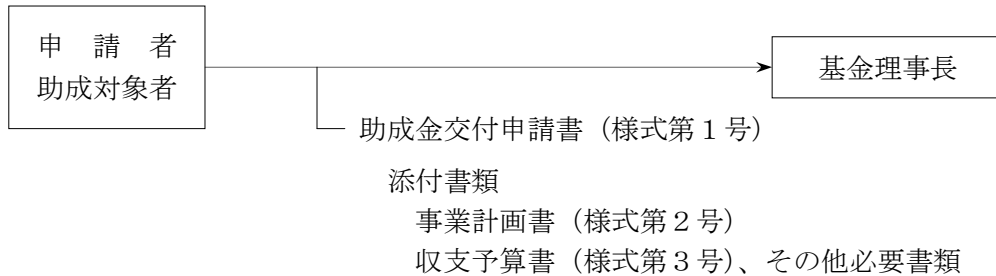
助成金の種類	助成対象経費	助成金の種類	助成対象経費	助成率
(1) 農業・農村調査 研究事業助成金		(1) 農業・農村調査 研究事業助成金	(変更なし)	10/10
(2) 農業理解促進 事業助成金		(2) 担い手育成活 動助成金	農業後継者のグループ、 <u>農業者等の組織する団体、 公共団体が実施する経営管理能力や新規参入者等 の生産・販売技術等を養うための次の事業に要す る経費</u> (1) 商・工業者等のグループとの交流会の開催 (2) <u>新規参入者等の技術習得のための研修【新規】</u>	1/2 以内
(3) 食育推進事業 助成金				
(4) 後継者育成活 動助成金	(2) 先進地視察研修⇒ 廃止	(3) 新農業ビジネ スモデル推進事 業助成金	農業者等の組織する団体が行う新規産品による産 地振興等の農業の新しいビジネスモデルの開発を 推進する事業に要する経費 (1) (2) (略) (3) <u>農業法人等を対象とした研修の実施【新規】</u>	1/2 以内
(5) 安全・良質農産 物安定供給事業 助成金		(4) 安全・良質農産 物安定供給事業 助成金	農業者の組織する団体が行う安全かつ良質な農産 物の安定供給に資する次の事業に要する経費 (1)～(7) (略) (8) <u>環境と安全に配慮した農業推進のための協議 会開催及び技術導入調査</u>	1/2 以内
(6) 園芸優良種苗 供給事業助成金		(5) 園芸優良種苗 供給事業助成金	(変更なし)	2/3 以内
(7) 環境と安全に 配慮した農業推 進事業助成金	変更後(4)に統合	(6) 農業理解促進 事業助成金	農業者等の組織する団体、公共団体が実施する愛 知県の農業に対する <u>県民等への理解を深めるため の広報資料の作成・配布に要する経費</u> 農業者等の組織する団体、公共団体が実施する「 <u>い いともあいち運動</u> 」と連動した県民等への <u>農業理 解促進のための次の事業に要する経費</u> (1) 農作業体験活動 (2) <u>農業と食（花を含む）に関する出前授業等</u> (3) <u>企業等の社員食堂へ納入する県産農産物等の PR【新規】</u> (4) <u>消費者団体等と連携した県産農産物等のPR</u>	定額：上限 300 万円 1/2 以内
(8) 新農業ビジネ スモデル推進事 業助成金		(7) 直売所の交流 &感動拠点化プ ロジェクト推進 事業助成金【 新 規 】	農業者等の組織する団体、公共団体が実施する「 <u>直 売所</u> 」を核とした農業理解促進を強化するための 次の取組に要する経費 (1) <u>直売所に情報発信機能を付加する取組</u> (2) <u>魅力を発信するためのコーディネート能力の 高い人材育成</u>	1/2 以内
(9) 生産者の思い を伝える農業推 進事業助成金	事業メニューの内、 (1) 生産者の思いを伝えるイベント等の実施⇒ 廃止 (2) <u>いいともあいち運動による消費者団体と連携した県 産品のPR⇒変更後(6)に統合</u>			

統合

2. 助成事業の事務手続

① 助成事業の公募（関係機関に通知するとともに、ホームページで公表）

② 助成金交付申請

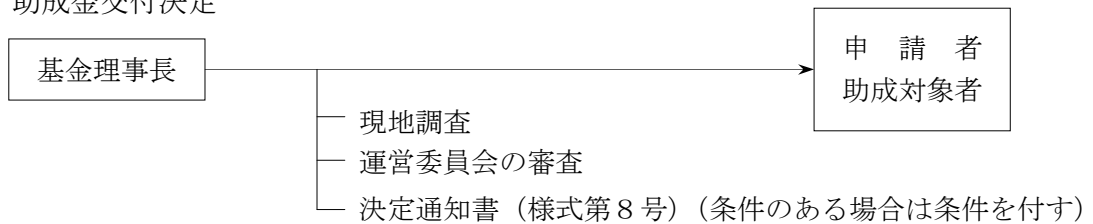


* 申請締切 第1回 4月15日（金）、第2回 7月15日（金）、
第3回 10月14日（金）、第4回 1月20日（金）

③ 運営委員会で申請書類を審査

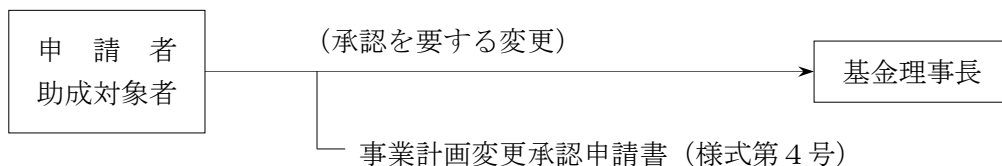
* 締切日以降で運営委員会開催までに着手する必要がある場合、
交付決定前着手届（様式第9号）

④ 助成金交付決定

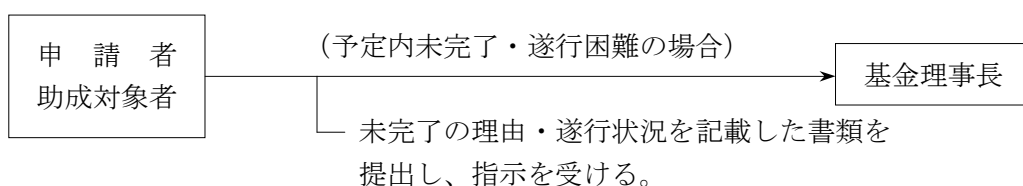


* 申請の取り下げを行う場合は、交付決定起算15日以内

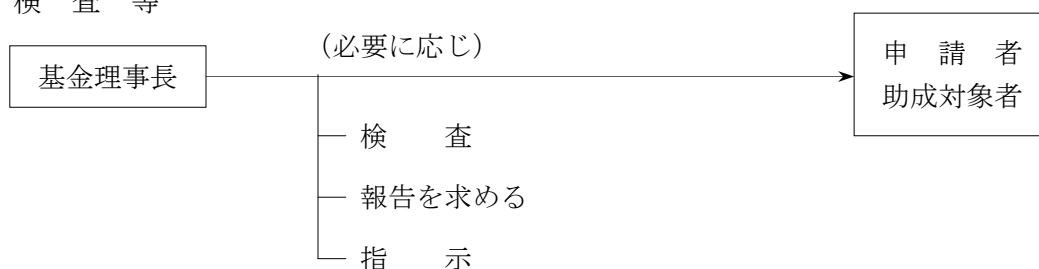
⑤ 助成金交付決定後に事業内容及び経費等を変更する場合



⑥ 期間内に事業が完了しない場合

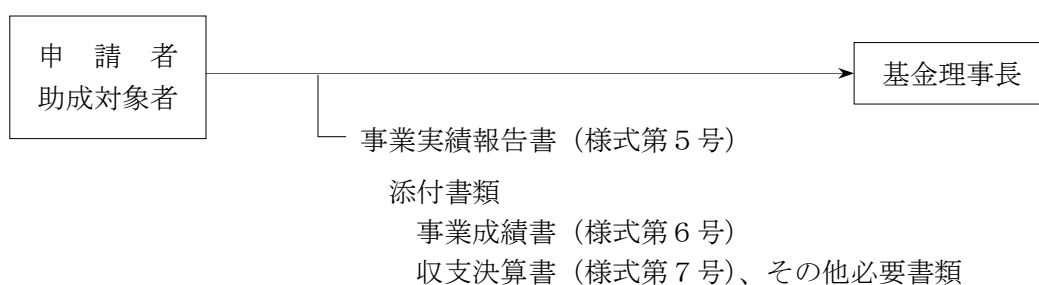


⑦ 検査等

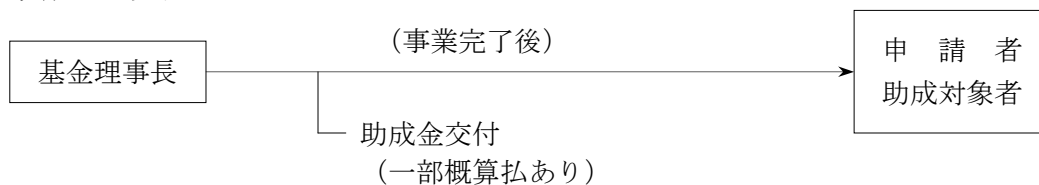


⑧ 事業実績報告

事業終了後1か月以内または年度末日の早い方までに助成金交付請求



⑨ 助成金の交付



⑩ 運営委員会に事業実績を報告

⑪ 事情変化による決定の取り消し (天災地変その他)

業務規程第13条による。

⑫ 交付決定の取り消し、助成金の返還

業務規程第19条～20条による。

3. 助成事業様式集

- (1) 助成金交付申請書 ……〔助成事業様式第 1 号〕 ……
- (2) 事業計画書 ……〔助成事業様式第 2 号〕 ……
- (3) 収支予算書 ……〔助成事業様式第 3 号〕 ……
- (4) 事業計画変更承認申請書 ……〔助成事業様式第 4 号〕 ……
- (5) 事業助成金実績報告書（兼請求書） ……〔助成事業様式第 5 号〕 ……
- (6) 事業成績書 ……〔助成事業様式第 6 号〕 ……
- (7) 事業収支決算書 ……〔助成事業様式第 7 号〕 ……
- (8) 助成金交付決定通知書 ……〔助成事業様式第 8 号〕 ……
- (9) 交付決定前着手届 ……〔助成事業様式第 9 号〕 ……

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

平成 年度 ○○《助成金の種類》事業助成金交付申請書

平成 年度において下記事業を実施したいので、公益財団法人愛知県農業振興基金助成事業業務規程第6条の規定により助成金の交付を申請します。

記

1. 助成金の種類：

2. 事業名：

3. 助成金交付申請金額： 円

(添付書類)

(1) 事業計画書 (助成事業様式第2号)

(2) 収支予算書 (助成事業様式第3号)

(3) そ の 他

〔 担当者 部 署 名 氏 名
電話番号 〕

- (注) ① 見出しの○○部分へは別表の助成金の種類を記入して下さい。
② 「事業名」は、実施内容がよくわかるようなタイトルをつけてください。
③ その他の書類 (開催要領等) として添付した書類名を記入して下さい。

(助成事業様式第2号)

事業計画書

1. 事業の目的と期待する効果

2. 事業の実施内容

3. 実施期間

4. 実施（開催）場所

5. 事業の内訳及び経費

(金額単位：円)

事業の内訳	事業費	費用明細 (積算内訳)	負担区分		
			助成金	自己 負担金	その他
計					

(注) 金額は、消費税込み

(助成事業様式第3号)

収 支 予 算 書

1. 収入の部

(金額単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備 考
基金助成金				
自己負担金				
そ の 他				
計				

(注)① (B)欄は、今年度が新規の事業の場合には記入不要。

2. 支出の部

(金額単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備 考
計				

(注)① 「区分」欄に費用をその目的別に区分し、備考欄にその明細を記入する。

② (B)欄は、今年度が新規の事業の場合には記入不要。

(助成事業様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

平成 年度 事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付 農振基発第 号で交付決定通知を受けた助成事業について下記のとおり事業計画を変更したいので、公益財団法人愛知県農業振興基金助成事業業務規程第10条により変更承認申請します。

記

1. 事業の種類： ○○○助成金
2. 事業名：
3. 計画変更の理由

4. 変更内容

5. 変更事業計画

(1) 変更事業計画

(金額単位：円)

	事業の内容	事業費
当初計画		
		合計
変更計画		
		合計

(注) ① 変更内容を対比してわかりやすく記入すること。

(2) 変更経費の負担区分

(金額単位：円)

	事業費 ※表(1)の合計額	基金助成金	自己負担金		その他
			自己資金	借入金	
当初計画					
変更計画					
差額					

(助成事業様式第5号)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

平成 年度 事業実績報告書 (兼) 請求書

平成 年 月 日付 農振基発第 号による助成金交付決定の通知に基づき、下記事業を実施しましたので、公益財団法人愛知県農業振興基金成
事業業務規程第14条の規定により報告します。

なお、あわせて下記助成金の交付を請求します。

記

1. 事 業 名 :
2. 助成金の種類 :
3. 助成金交付請求金額 : 円 (千円未満切り下げ)
4. 振 込 先 [金融機関・口座番号・口座名・(フリガナ)]

(添付書類)

- (1) 事業成績書 (助成事業様式第6号)
- (2) 収支決算書 (助成事業様式第7号)
- (3) そ の 他 (領収書・写真 (日付入り) 等の実績が確認できるもの)

〔 担当者 部 署 名 氏 名
電 話 番 号 〕

(注) 見出しの〇〇部分へは別表の助成金の種類を記入して下さい。

(助成事業様式第6号)

事業成績書

1. 事業の目的と実施内容

2. 実現した成果

3. 実施期間

4. 実施（開催）場所

5. 事業の内訳及び経費

(金額単位：円)

事業の内訳	事業費	費用明細 (積算内訳)	負担区分		
			助成金	自己 負担金	その他
計					

(注) 金額は、消費税込み

(助成事業様式第7号)

収 支 決 算 書

1. 収入の部

(金額単位：円)

区 分	決算額 (A)	予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備 考
基金助成金				
自己負担金				
そ の 他				
計				

(注)① (B)欄の基金助成金額は、交付決定通知額を記入する。

2. 支出の部

(金額単位：円)

区 分	決算額 (A)	予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備 考
計				

(注)① 「区分」欄に費用をその目的別に区分し、備考欄にその明細を記入する。

② 支出金額に見合う領収書等の証拠書類(写)を添付すること。

農振基発 第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 愛知県農業振興基金
理 事 長 印

平成 年度 助成金の交付決定について (通知)

平成 年 月 日付第 号で申請 (以下「申請書」という) の助成金については、公益財団法人愛知県農業振興基金業務方法書第4条に基づく運営委員会において交付することに決定しましたので、同助成事業業務規程第7条及び第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 対象とする事業は申請書に記載の事業とし、その内容は申請書に添付された事業計画書の事業の内容欄に記載のとおりとする。
2. 助成対象事業費及び助成額は次のとおりとする。
 - ・助成金の種類：〇〇助成金
 - ・事業名：
 - ・助成対象事業費： 円
 - ・助成金の額： 円 (不課税)
3. 助成金交付の条件
「愛知県農業振興基金助成事業業務規程」及び別紙の「農業振興基金助成事業の取り扱いについて」に従うこと。
4. 助成金の交付
助成金は、実績報告書に基づく事業完了確認後に交付する。

(連絡先：愛知県農業振興基金 Tel052-951-3626)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 様

住 所

団体名

代表者

印

農業振興基金助成金交付決定前着手届

下記の助成事業について、別記条件を了承のうえ、助成金交付決定前に着手したいので届出します。

記

1. 事業の種類：〇〇事業助成金
2. 事業名：
3. 交付申請額： 円
4. 着手予定年月日：平成 年 月 日 ()
5. 完了予定年月日：平成 年 月 日 ()
6. 交付決定前着手を必要とする理由：

以 上

【別記条件】

1. 助成金交付決定通知を受けるまでの期間内に、事前着手した事業について天災地変等の事由により損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。
2. 助成金交付決定通知を受けた金額が交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
3. 交付申請書に記載の経費について、審査の結果、助成対象として認められない場合もあること。

4. 公益財団法人愛知県農業振興基金 運営委員会開催要領

(目的)

第1 公益財団法人愛知県農業振興基金業務方法書第3条の規定に基づき、助成対象事業の審査及びその他の助成事業の企画等を行うため、愛知県農業振興基金運営委員会(以下「運営委員会」という)を開催する。

(協議事項)

第2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 助成事業の交付審査に関すること
- (2) その他、助成事業の企画・推進に関すること

(構成)

第3 運営委員会に5名以上10名以内の運営委員を置く。

- 2 運営委員は、基金理事長が委嘱する。
- 3 運営委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 4 運営委員会の座長は、運営委員長をもってあてる。

(運営委員の任期)

第4 運営委員の任期は2年とする。ただし、補充または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 運営委員は、再任を妨げない。

(運営委員会の運営)

第5 運営委員会は、基金理事長が招集する。

- 2 運営委員会には、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(利益相反案件の取扱い)

第6 助成対象事業の審査に当たり、その議事に特別の利害関係を有する運営委員は、その議決に加わることができない。

(事務)

第7 運営委員会の事務は、公益財団法人愛知県農業振興基金において行う。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は運営委員会に諮って座長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

V 農業振興功勞者表彰事業

1. 公益財団法人愛知県農業振興基金

農業振興功労者表彰事業業務規程

第 1 章 総 則

(通 則)

第 1 条 公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という）の、愛知県農業・農村の振興に尽力し、功績が顕著であり、他の模範となるものを表彰する事業は、定款及び業務方法書に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(審査委員会)

第 2 条 理事長は、5 名以上 10 名以内で審査委員を委嘱し、審査委員会を構成する。
2 審査委員会は、表彰事業の審査及びその他の表彰事業の企画等を行うものとする。

第 2 章 表 彰 事 業

(事業主体及び賞の名称)

第 3 条 基金は、業務方法書第 11 条に定める表彰事業を行うものとし、賞の名称は、「愛知農業賞（あいちアグリアワード）」（以下「賞」という。）とする。

(表彰事業特別会計の設置)

第 4 条 基金は、財団法人山崎延吉先生頌徳会及び財団法人岩槻技師業績顕彰会からの寄附金をもって表彰事業特別会計を設置し、この会計の中で表彰事業を実施するものとする。

(表彰事業特別会計の資金運用)

第 5 条 表彰事業特別会計の資金運用は、以下に定めるところによる。

- (1) 表彰事業特別会計は、基金の一般会計及び他の特別会計とは区分して経理する
- (2) 表彰事業特別会計で生じた運用益は、表彰事業特別会計に繰り入れる
- (3) 基金は、安全かつ効率的な方法によって表彰事業特別会計の資金を運用する

(4) 基金は、表彰事業を実施する以外はこの資金を取り崩してはならない

(表彰の対象者及び対象部門)

第6条 この表彰の対象者は、個人または団体とし、愛知県農業・農村の振興に多大な貢献をしたものとする。また、人格識見などに優れ、他の模範となるものであり、次に掲げる部門で業績を残したものとする。なお、1部門における表彰点数は原則として各年度に1人または1団体とする。

- (1) 担い手育成部門 農業の担い手の育成に寄与したもの
- (2) 技術改善部門 農業に関する技術の改善に寄与したもの
- (3) 農業・農村振興部門 農業及び農村の振興に寄与したもの

(候補者の推薦)

第7条 候補者の推薦は、以下に定めるところによる。

- (1) 候補者は、別に定める推薦基準に基づき、農業団体、市町村、県関係機関等から推薦されたものとする。
- (2) 推薦者は、所定の推薦様式に必要事項を書き込み、別に定める期日までに公益財団法人愛知県農業振興基金に提出する。
- (3) 候補者の推薦は、1回限りとする。ただし、賞に該当しなかった場合、推薦のあった翌年度に限り審査の対象とすることができる。

(賞の内容)

第8条 受賞者には表彰状及び副賞30万円を贈呈する。

(賞の授与)

第9条 賞の授与は公益財団法人愛知県農業振興基金理事長が行う。

第 3 章 雑 則

(実施細則)

第10条 この事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この規程の変更は、公益法人移行登記日から施行する。（公益財団法人への名称変更等）
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。（賞の名称変更）

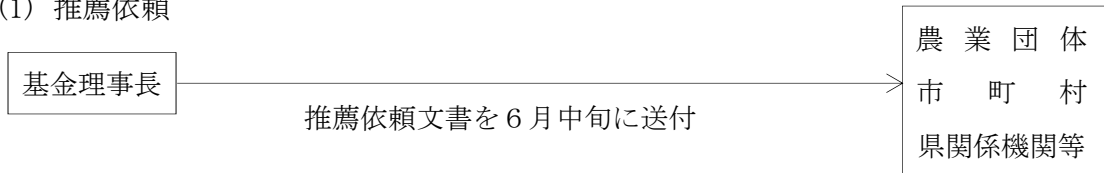
別紙

推薦基準

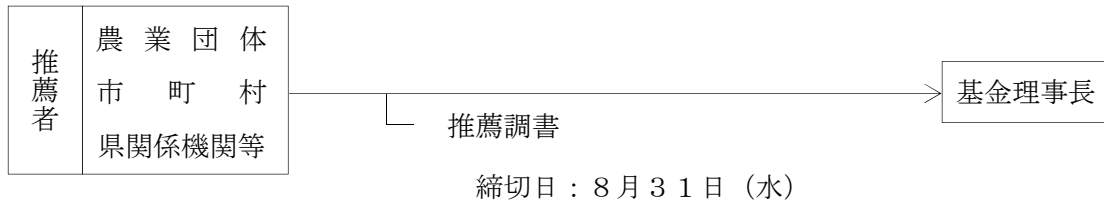
区 分		基 準 の 内 容	必要書類
共 通 事 項		単に組織上の長たるを理由とはせず、青年・女性農業者等を含め、真に愛知県農業及び農村の振興に貢献があり、今後とも活躍が期待されるものを幅広く対象とする。	
部 門	担い手育成部門	農業教育の実践や農業研修生の受け入れ等を通じ、担い手の育成に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書
	技術改善部門	農業の生産から流通・販売に至る様々な場面において、品種の育成・普及や技術の開発・組み立て等を通じて技術の改善に顕著な功績があり、農業生産者及び消費者の利益に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書
	農業・農村振興部門	組織の育成、生産から流通・販売に至る活動やマーケティング活動の実践等、またはその支援を通じて、農業・農村の振興に尽力し、地域農業の発展に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書

2. 表彰事業の事務手続

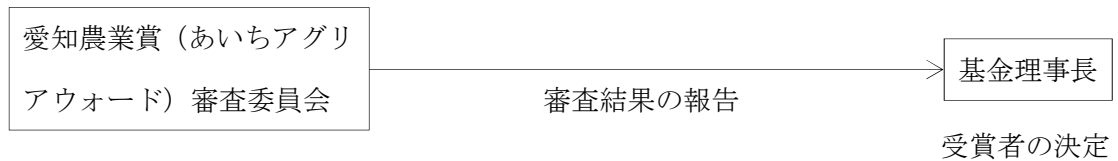
(1) 推薦依頼



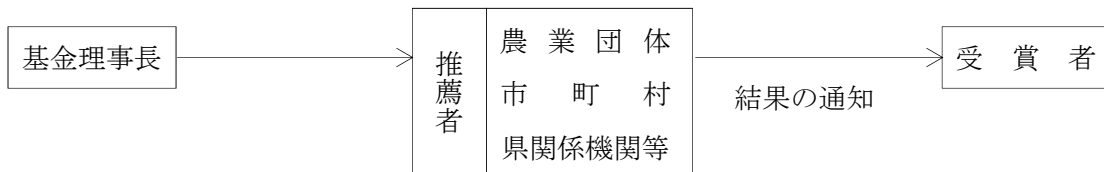
(2) 推薦調書の提出



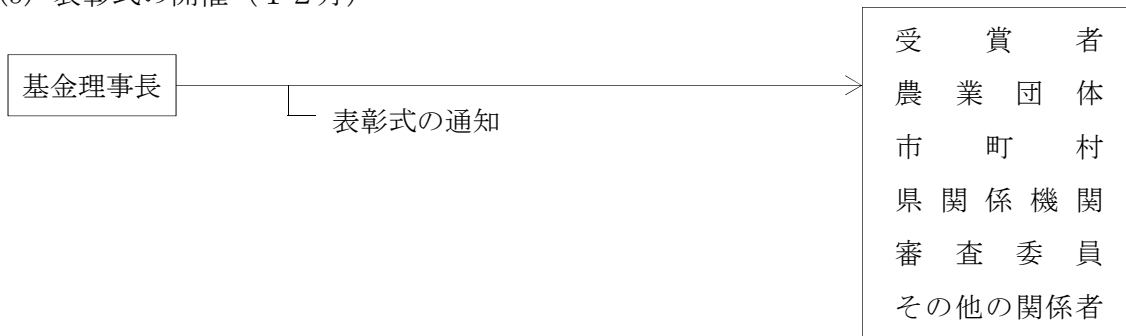
(3) 審査（受賞者の選考）



(4) 受賞者の決定通知（10月中旬）



(5) 表彰式の開催（12月）



3. 農業功労者表彰事業 様式集

- (1) 候補者の推薦書……………〔表彰事業様式第1号〕……………
- (2) 推薦調書……………〔表彰事業様式第2号〕……………

(表彰事業様式1)

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 様

所在地

名 称

代表者

㊞

平成 年度愛知農業賞 (あいちアグリアワード)
候補者の推薦について

公益財団法人愛知県農業振興基金農業振興功労者事業業務規程第7条により、平成 年度愛知農業賞 (あいちアグリアワード) の候補者を下記のとおり推薦いたします。

記

1. 対象部門 :
2. 候補者名 :
3. 推薦調書 : 別紙のとおり

以 上

〔 担当者 部 署 名 氏 名 〕
〔 電 話 番 号 〕

(表彰事業様式2)

愛知農業賞（あいちアグリアワード）推薦調書

提出日 平成 年 月 日

対 象 部 門		担い手育成部門 技術改善部門 農業・農村振興部門 (該当する部門を○で囲んでください)
推 薦 者	所 在 地	〒 TEL ()
	名 称	
	代 表 者 名	
候 補 者 名	住所・所在地 ふりがな 氏 名 (団体名)	〒 * (構成員数 名) 候補者が団体の場合に記入
	生年月日 (設立年月日)	年 月 日
推 薦 理 由		

業 績 内 容	
------------------	--

過 去 の 表 彰 実 績	
略 歴	
そ の 他 の 参 考 事 項	

【推薦調書記入上の留意点】

推薦理由及び業績内容は以下の点に留意して、具体的に説明する。

- (1) 選考審査の基本情報となるので、数値や写真等を活用してより具体的にわかりやすく記述する。
- (2) 担い手育成部門では、研修生の受け入れ実績や新規就農者の育成人数などを明記する。
- (3) 技術改善部門では、生産量、生産販売額あるいは生産効率など、改善の推移を数値で明記する。
- (4) 農業・農村振興部門では、栽培面積や生産販売額など、改善の推移を数値で明記する。
- (5) ページ数の制限はなし。

4. 公益財団法人愛知県農業振興基金 愛知農業賞審査委員会開催要領

(目的)

第1 公益財団法人愛知県農業振興基金業務方法書第11条の規定に基づき、愛知県農業・農村の振興に尽力し、功績が顕著であり、他の模範となるものを表彰するため、愛知農業賞（あいちアグリアワード）審査委員会（以下「審査委員会」という）を開催する。

(協議事項)

第2 審査委員会は次の事業を行う。

- (1) 受賞者の審査に関すること
- (2) その他審査にあたって必要なこと

(構成)

第3 審査委員会に5名以上10名以内の審査委員を置く。

- 2 審査委員は、基金理事長が委嘱する。
- 3 審査委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 4 審査委員会の座長は、審査委員長をもってあてる。

(審査委員の任期)

第4 審査委員の任期は2年とする。ただし、補充または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 審査委員は、再任を妨げない。

(審査委員会の運営)

第5 審査委員会は、基金理事長が招集する。

- 2 審査委員会には、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第6 審査委員会の事務は、公益財団法人愛知県農業振興基金において行う。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は審査委員会に諮って座長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、公益法人移行登記日から施行する。
- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

平成28年度事業概要
(助成事業)
(功労者表彰事業)

平成28年3月

編集・発行 公益財団法人 愛知県農業振興基金

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

TEL 052-951-3626 (助成・表彰事業)

E-mail: noshinki@aichinoshinki.or.jp

TEL 052-951-3288 (農地集積推進事業)

E-mail: nochi@aichinoshinki.or.jp

FAX 052-972-6231

H P <http://www.aichinoshinki.or.jp>